

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、消防本部では2階事務室への入室制限を設け、1階ロビーでの来庁者対応を取らせていただいておりますが、5月14日に緊急事態宣言が解除されたため、2階事務室への入室制限を解除いたしました。

なお、受付では引き続きアクリル板を設置するとともに、職員のマスク着用など感染防止対策は継続しておりますので、ご協力をお願いします。